

平成30年第2回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

30紀総務発第69001号
平成30年6月8日

紀の川市議会議長 坂本康隆様

紀の川市長 中村慎司

議案の送付について

平成30年第2回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第1号 専決処分の承認を求めるについて

(平成29年度紀の川市一般会計補正予算(第7号))

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて

(平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号))

報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例)

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第5号 専決処分の承認を求めるについて

(紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第6号 専決処分の承認を求めるについて

(紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例)

議案第61号 調月財産区管理委員の選任について

議案第62号 調月財産区管理委員の選任について

議案第63号 調月財産区管理委員の選任について

議案第64号 調月財産区管理委員の選任について

議案第65号 調月財産区管理委員の選任について

議案第66号 調月財産区管理委員の選任について

議案第67号 調月財産区管理委員の選任について

議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）

議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

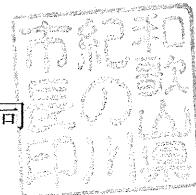
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

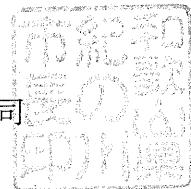
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

紀の川市長 中村慎司



報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

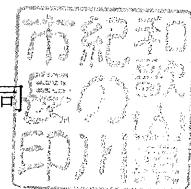
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）等の公布及び施行に伴い、紀の川市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例の一部を改正する条例

(紀の川市税条例の一部改正)

第1条 紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項、第50条第2項、第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び<u>第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<u>毎日</u>を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第4号及び第2号、第5号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p>	<p>(年当たりの割合となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<u>毎年</u>を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第4号及び第2号、第5号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p>

改 正	前	改 正	後
	<p>つ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行いうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの）を含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節<u>（第48条第10項から第12項までを除く。）</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいづれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によつて課する所得割）（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が<u>28万円</u>にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>の数に1をえた数を乗じて得た金額</p> <p>（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に<u>16万8,000円</u>を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（均等割の税率）</p>	<p>つ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行いうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの）を含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節<u>（第48条第10項から第12項までを除く。）</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいづれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割）（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が<u>28万円</u>にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>の数に1をえた数を乗じて得た金額に<u>10万円</u>を加算した金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に<u>16万8,000円</u>を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（均等割の税率）</p>	

第31条 略	改 前	正	後	第31条 略	改	正	後	
2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる場合に区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。				
表 略 3・4 略	(所得控除)	3・4 略	(所得控除)	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除)	第34条の2 所得割の納税義務者	第34条の2 所得割の納税義務者	第34条の2 所得割の納税義務者	第34条の2 所得割の納税義務者
2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる場合に区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。				
表 略 3・4 略	(所得控除)	3・4 略	(所得控除)	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除)	第34条の6 所得割の納税義務者	第34条の6 所得割の納税義務者	第34条の6 所得割の納税義務者	第34条の6 所得割の納税義務者
2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得			2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得				

	改 正 前	改 正 後
金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 この条において「合計課税所得金額」という。) が200万円 以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの 表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義 務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算し た金額 イ 略	(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場 合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該 金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分 の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの 表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義 務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算し た金額 イ 略 (市民税の申告)	金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下 この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円 以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの 表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義 務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算し た金額 イ 略 (市民税の申告)
第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日ま でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提 出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第 4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を	第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日ま でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提 出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第 4項の規定により 紹介支払報告書又は公的年金等支払報告書を	第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日ま でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提 出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第 4項の規定により 紹介支払報告書又は公的年金等支払報告書を

	改 正 前	改 正 後
提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、学生控除額、配偶者特別控除額）	<p>提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第 24 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 2 項ただし書きの規定により、市長の定める様式による。</p>	<p>提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第 24 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 4 項ただし書きの規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 略</p>

前	正	改	正	後
4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受ける場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	4 純損失等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受ける場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、 <u>同項</u> の申告書を市長に提出することができる。	5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、 <u>同項</u> の申告書を市長に提出することができる。	6 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号の者 <u>_____</u> のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
6 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号の者 <u>_____</u> のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	6 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号の者 <u>_____</u> のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号の者 <u>_____</u> に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認める場合に
				- 12 -

	改 正	前	改 正	後
おいては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。		は_____、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。		
(特別徴収義務者)			(特別徴収義務者)	
第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。		第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。		
(年金所得に係る仮特別徴収税額等)			(年金所得に係る特別徴収税額等)	
第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間ににおける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収された特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその後その日の属する年の9月30日までの間ににおいて支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額とし		第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間ににおける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収された特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその後その日の属する年の9月30日までの間ににおいて支払われる場合には_____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額とし		

改 前	正	後
て年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る所得割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。	て年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る所得割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。	て年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る所得割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。
2 略	2 略	2 略
3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合には、「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付)	3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合には、「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付)	3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合には、「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付)

改 正 前	改 正 後
<p>の規定による申告書</p> <p>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期までに、同条第2項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれららの規定による納期限までに、同条第2項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第1第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9第4項及び第10項又は第68条の9第3の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人</p>

改 正 前	改 正 後
税割額から控除する。	税割額から控除する。
3 法第321条の8第2項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	5 法第321条の8第2項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
4 略	6 略
5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの	7 第5項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの

前	正	改	後
部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があることを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	(1) • (2) 略	部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があることを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	(1) • (2) 略
6 略	7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連続完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連続完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連絡法人税額(法第321条の8第4項に規定する連絡法人税額をいう。以下の項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属	8 略	9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連続完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連続完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連絡法人税額(法第321条の8第4項に規定する連絡法人税額をいう。以下の項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属

	改 正	前	改 正	後	
	<p>法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>	<p><u>1.0 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかるわらず、同条第42項及び施行規則で定めるとところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他の施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。</u></p> <p><u>1.1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>1.2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法</p>	<p>法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定期間に併せて納付すべき割合を定めた場合に、当該税額に該当する期間の日数に応じ、年7・3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定期間に併せて納付すべき割合を定めた場合に、当該税額に該当する期間の日数に応じ、年7・3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は</p>

改 前	正 後
	<p>令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
	<p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第4</p>

	改	正	前	改	正	後	
				<p>8条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p>			

改 正 前	第54条 略 2～6 略	第54条 略 2～6 略	規則第10条の2の10で定めるものとし、家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施設に付合したことによる事業の用に供するため取り付けたものとし、当該特定附帯設備である資産である場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分の所有者とみなす。家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。
改 正 後	第54条 略 2～6 略	規則第10条の2の12で定めるものとし、家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施設に付合したことによる事業の用に供するため取り付けたものとし、当該特定附帯設備である資産である場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分の所有者とみなす。家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。	規則第10条の2の12で定めるものとし、家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施設に付合したことによる事業の用に供するため取り付けたものとし、当該特定附帯設備である資産である場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分の所有者とみなす。家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 たばこ税 (新設)

(1)

第4節 たばこ税 (新設)

規則第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこの代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

改 正 前	改 正	後
(市たばこ税の納税義務者等) 第92条 略 (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)		(3) かぎ用の製造たばこ (市たばこ税の納税義務者等) 第92条の2 略 (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第93条 略 (新設)	第93条 略 (製造たばことみなす場合)	<u>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱ににより蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したるもの</u> <u>(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u> (たばこ税の課税標準) 第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項 の売渡し又
		第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又

改	正	前	改	正	後
は同条第2項の壳渡し若しくは消費等 に係る製造たばこの本数とする。	は同条第2項の壳渡し若しくは消費等 に係る製造たばこの本数とする。		は同条第2項の壳渡し若しくは消費等 において「壳渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。	は同条第2項の壳渡し若しくは消費等 において「壳渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。	
2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこの代用品の区分については、当該製造たばこの代用品の性状による。	2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。				

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ イ 葉巻たばこ ウ 略	略
2 かみ用の製造たばこ 略	略

(新設)

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 略	略
2 かみ用の製造たばこ 略	略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	
(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	

改 前	正 後
	<p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムを持つて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時ににおける小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこの当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>1 アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を _____ 本 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本</p>

改 正 前	改 正 後
数に換算する場合の	数に換算する場合は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等
計算は、第92条第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる （新設）	に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
（新設）	6 前2項の計算に關し、 <u>一 製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 （新設）
4 前項の計算に關し、 <u>一 製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に定める金額を紙巻たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 （新設）
	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第

前	正	改	後
		3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
(新設)	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
(新設)	10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、施行規則で定めるとところによる。	10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、施行規則で定めるとところによる。	
(たばこ税の税率)	第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。	第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。	
(たばこ税の課税免除)	第96条 略	(たばこ税の課税免除)	第96条 略
2 略	2 略	2 略	2 略
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。
(たばこ税の申告納付の手続)	第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間ににおける第92条第1項の売渡し又	(たばこ税の申告納付の手続)	第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間ににおける売渡し又

改 正 前	改 正 後
<p>は同条第2項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこの税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこの税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に係るたばこの税額並びに同項の適用を受けようとする場合にあっては同項の規定により控除を受けようとする場合に係るたばこの税額並びに同項の適用を受けようとする場合に記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合には、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこの税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこの税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に係るたばこの税額並びに同項の適用を受けようとする場合に記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合には、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらに規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年

改 正 前	改 正 後
<p>の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を計算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7. 3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」といいう。)中においては、年14. 6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を計算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を計算した割合(当該計算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合は、年7. 3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7. 3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかるわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>	<p>の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を計算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7. 3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」といいう。)中においては、年14. 6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を計算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を計算した割合(当該計算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合は、年7. 3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7. 3パーセントの割合は、<u>二</u>の規定にかかるわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5. 5パーセントを超えて定められる日からその後年5. 5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条</u>に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含</p>

改 正 前	改 正 後
<p>む。) の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特別期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内) は、特別期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>む。) の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特別期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内) は、特別期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらとの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>

2 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養

改	正	前	改	正	後
親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかるわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。			親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかるわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。		
2・3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は <u>3分の1</u> とする。			2・3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。		
2 略 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合 <u>は2分の1</u> とする。			2 略 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合 <u>は4分の3</u> とする。		
4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合 <u>は4分の3</u> とする。			4 略 5 法附則第15条第32項第1号口に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。 (新設)		
5 略 6 法附則第15条第32項第1号口に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。 (新設)			5 法附則第15条第32項第1号口に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。 (新設)		

	改	正	前	後
(新設)				
<u>7 法附則第15条第3項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。			<u>10 法附則第15条第3項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	
<u>8 法附則第15条第3項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。			<u>11 法附則第15条第3項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	
<u>9 法附則第15条第3項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。			<u>12 法附則第15条第3項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	
<u>10・11 略</u>			<u>13 法附則第15条第3項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	
(新設)			<u>14・15 略</u>	
<u>12 法附則第15条の8第4項</u> に規定する市条例で定める割合は3分の2とする。			<u>16 法附則第15条第47項</u> に規定する市条例で定める割合は零とする。	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)			<u>17 法附則第15条の8第2項</u> に規定する市条例で定める割合は3分の2とする。	
第10条の3 略			(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
2 略			第10条の3 略	
<u>3 法附則第15条の8第3項</u> の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。			2 略	
(1) 略			3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則			(1) 略	
			(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則	

	改	正	前	後
第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積			
(3) 略	(3) 略			
4 法附則第15条の8第4項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の一登録を受けた旨を証する書類及び当該賃家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	4 法附則第15条の8第2項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該賃家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略	
5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	(1)	(1)	(1)
(1) 略	(1) 略	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(2)
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(3) 略	(3) 略	(3)
(3) 略	(3) 略	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る規定の適用を受ける。	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受ける。	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受ける。

改 正 前	改 正 後
<p>る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び護予防治改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>	<p>る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び護予防治改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>

改 正 前	改 正 後
に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (4) 略 (5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 略	に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (4) 略 (5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 略
9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (6) 略	9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (6) 略
10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (4) 略 (5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 略	10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ~ (4) 略 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 略

	改 正 前	改 正 後
1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	<p>1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<p>1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏</p>

改	正	前	名又は名称	改	正	後
			(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日 (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項) (7) 略 (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の	(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の	

改 正 前	改 正 後
<p>利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかるわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>である、<u>平成29年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかるわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>利用価値を有すると認めると認められると地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかるわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかるわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける</p>

改 正 前	改 正 後
<p>宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法定第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当</p>	<p>宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法定第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当</p>

改 正	前	改 正	後
	<p>該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ</p>	<p>該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にかかる率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ</p>	

改 前	正	改 正 後
<p>らの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税の課税標準額が当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該農地が当該年度分の固定資産税の課税標準額が当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>表 略</p>
		<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課</p>

改 正 前	改 正 後
<p>する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第4条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 略</p>	<p>する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第4条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の</p>

改	正	前	改	正	後
2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。				

第2条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	(たばこ税の課税標準)	改	正	後
第94条 略	第94条 略			第94条 略	第94条 略	
2	2			2	2	
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. <u>8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. <u>2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. <u>2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. <u>6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. <u>4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. <u>4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略			
4~10	4~10			4~10	4~10	
附 則	附 則		(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	

改	正	前	改	正	後
第10条の2 略			第10条の2 略		
2～14 略			2～14 略		
15 法附則第15条第4項に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。			15 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。		
16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は 零とする。			16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は 零とする。		
17 略			17 略		

第3条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(たばこ税の課税標準)			(たばこ税の課税標準)		
第94条 略			第94条 略		
2			2 略		
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。		3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。			
(1) • (2) 略			(1) • (2) 略		
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の			(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の		

	改	正	前	改	正	後
一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	ア・イ 略 4～10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。	ア・イ 略 4～10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。			
第4条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算	(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算				

	改	正	前	後	改	正	後
した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	(1) • (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。 (1) • (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	ア 略 イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	4~10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,</u> <u>122円</u> と	4~10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,</u> <u>552円</u> と
した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	(1) • (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.</u> <u>8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。 (1) • (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	ア 略 イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	4~10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,</u> <u>122円</u> と	4~10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,</u> <u>552円</u> と

改	正	前	改	正	後
する。			する。		
(製造たばことみなす場合)	(製造たばことみなす場合)		第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したるもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	(たばこ税の課税標準)

第94条 略
2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略
2 略

第5条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
3 加熱式たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 <u>(2) • (3)</u> 略	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。 紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合に換算する計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合に
5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る計算は、壳渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る計算は、壳渡し等に合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 略	6 略
7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号又	7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号又

	改	正	前	改	正	後
はイに定める金額を紙巻たばここの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	はイに定める金額を紙巻たばここの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。					
8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。					
9 第3項各号により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 略					
10 略						
(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)						
第6条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成27年紀の川市条例第24号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。						
附 則 (平成27年3月31日条例第24号) (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (平成27年3月31日条例第24号) (市たばこ税に関する経過措置)					
第5条 略	第5条 略					
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定					

	改 正 前	改 正	後
	する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行わられる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。		する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行わられる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、紀の川市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
(1) • (2) 略	(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円	(1) • (2) 略	(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円
3 略		3 略	
4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下の条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これからの者が卸売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限	4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下の条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これからの者が卸売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限		

	改 正 前	改 正 後
5～12 略	る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。	る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
13 平成31年4月1日 前に地方税法第465条第1項に規定する壳渡し又は同条第2項に規定する壳渡し若しくは消費等が行された紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する御売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が御売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これら者が御売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が御売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に壳り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該壳り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,262円</u> とする。	13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する壳渡し又は同条第2項に規定する壳渡し若しくは消費等が行された紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する御売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が御売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これら者が御売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が御売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に壳り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該壳り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,692円</u> とする。	
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	

改 正 前		改 正 後	
右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第5項	略	第5項	略
附則第20条第4項	略	附則第20条第4項	略
平成28年5月2日	平成31年4月30日	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	第6項	平成28年9月30日
略	略	略	平成32年3月31日
			略

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中紀の川市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正、同条例第93条の次に1条を加える改正並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中紀の川市税条例第24条第2項の改正（「控除対象配偶者」を「同一生活配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正並びに同条例附則第17条の2第3項の改正並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中紀の川市税条例第94条第3項の改正 平成31年10月1日
- (5) 第1条中紀の川市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正並びに同条に3項を加える改正並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中紀の川市税条例第24条第1項第2号の改正、同条例第2項の改正（第2号に掲げる改正を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正並びに同条例附則第5条の改正並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中紀の川市税条例附則第10条の2第11項を同条第15項とし、同項の次に1項を加える改正（同条第16項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の紀の川市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定により改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）した同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税による市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項及び第24号）が行われた製造たばこ（紀の川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年紀の川市条例第24号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばことして当該製造たばこを同日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの方が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	紀の川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年紀の川市条例第27号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項 の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の 2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省 令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第6条第2項 同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
5	30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの中、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課さるべきもの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の2の5の規定により、これらの規定に規定する申告書に添すべき事項」欄に、「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれら申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)	

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に壳渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造者として当該製造たばこを同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの方が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に壳渡したものとみなされると共に、当該市たばこ税の課税標準は、当該壳渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)、附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。別記第2号様式による申告書を平成32年1月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の紀の川市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年紀の川市条例第27号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項

第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書での提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第9条第2項 同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこ、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものとの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの中の申告書に添付しなければならない。
(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税について
(なお従前の例による。

(手品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に壳渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第1項の規定により製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該壳り渡したものとみなされる製造たばこの本

数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもの(ほか、第4条の規定するもの)及び第5項、第98条第4項及び第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年紀の川市条例第27号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
当該各項	同項	
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の2の4の規定により、これらの規定に規定する申告

書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの中告書に添付しなければならない。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

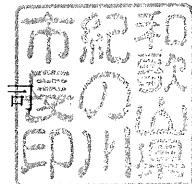
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

紀の川市長 中村慎司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）等の公布及び施行に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日
条例第28号

(紀の川市都市計画税条例)の一部改正)

第1条 紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 1～5 略 (新設)	附 則 1～5 略 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

改 正 前	改 正 後
	<p>(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。) 又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができる <small>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</small></p> <p>6 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計</p> <p>7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計</p>

改 正 前	改 正 後
賦税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	賦税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかわらず、当該都市計画税額とする。	7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る <u>平成27年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合に <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> とし、前項の規定にかわらず、当該都市計画税額とする。
8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都	8 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都

改 正 前	改 正 後
<p>市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかるらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかるらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかるらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかるらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定</p>
	<p>1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかるらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定</p>

改 正 前	改 正 後
<p>資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1.1 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1.2 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>表 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>1.2 略 1.3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1</p>	<p>表 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>1.3 略 1.4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>1項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</u></p> <p><u>1.4 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p><u>1.5 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p><u>1.6 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定</u></p>	<p><u>2項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</u></p> <p><u>1.5 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p><u>1.6 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p><u>1.7 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定</u></p>

	改	正	前	改	正	後
は、適用しない。				は、適用しない。		
第2条 紀の川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。						
	改	正	前	改	正	後
附 則				附 則		
1～4 略				1～4 略		
(法附則第15条第44項の条例で定める割合)				(法附則第15条第43項の条例で定める割合)		
5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。				5 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。		
6～15 略				6～15 略		
16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、 <u>第44項、第45項</u> 若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」であるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。				16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、 <u>第43項、第44項</u> 若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。		
17 略				17 略		

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第1条中附則第15項の改正（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第号）の施行の日
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の紀の川市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

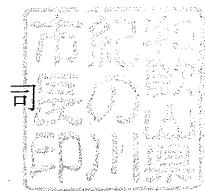
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

紀の川市長 中村慎司



理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日
条例第29号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(課税額)	改	正	前	(課税額)	改	正	後
第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（うち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とす	第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基础課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（うち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とす						

	改	正	前	後
			る。	<p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>

改 前	正	後
		費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
2 前項_____の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>54万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。	2 前項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。
3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>19万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。
4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。

改 正 前	改 正 後
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法 <u>昭和33年法律第192号</u>) 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯 (2) • (3) 略	(国民健康保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯 (2) • (3) 略

(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額し

改 正 前	改 正 後
<p>て得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p>	<p>て得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p>
<p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他</p>	<p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他</p>

改	正	前	改	正	後
の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類_____を提示しなければならない。			の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求める場合には、これらを提示しなければならない。		

附 則（平成30年3月31日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

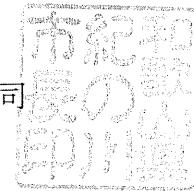
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

紀の川市長 中村慎司



理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第21号）の公布及び施行に伴い、紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日
条例第30号

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

		改	正	前		改	正	後
別表第1 (第3条関係)								
(1) 保育料徴収基準額表 (教育標準時間認定)								
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分								
階層区分	定義				保育料 (月額)	階層区分	定義	保育料 (月額)
第2階層	略				略	略	略	略
第3階層	第1階層を除き、当該年 度分の市町村民税課税世 帯であつて、その所得割 額が次の区分に該当す る世帯	77,100円 要保護世帯等 以下	要保護世帯等 以外の世帯	11,300円	略	第2階層	略	略
第4階層	略				略	第3階層	第1階層を除き、当該年 度分の市町村民税課税世 帯であつて、その所得割 額が次の区分に該当す る世帯	77,100円 要保護世帯等 以下
						第4階層	略	8,100円 要保護世帯等以外の世帯
							(2) • (3) 略	
							備考 略	

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

附 則（平成30年3月31日条例第30号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第61号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月228番地

氏 名 ふじ 藤 岡 正 仁

昭和17年8月6日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、藤岡正仁君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第62号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月152番地

氏 名 加 山 隆 彦

昭和21年2月17日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、加山隆彦君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第63号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月1095番地2

氏 名 加 山 幹 夫

昭和20年8月23日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、加山幹夫君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第64号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月1263番地

氏 名 よし だ みつ お
吉 田 光 男

昭和21年6月25日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、吉田光男君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第65号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月643番地

氏 名 根 来 伸 治

昭和40年3月22日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、根来伸治君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第66号

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月1092番地

氏 名 なか はげ みつ のり
中 元 光 則

昭和34年4月13日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、中元光則君を調月財産区管理委員に選任するため。

調月財産区管理委員の選任について

下記の者を調月財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月2582番地

氏 名 いわ もと たけ ひさ
岩 本 武 久

昭和18年10月30日生

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

調月財産区管理委員の任期満了に伴い、岩本武久君を調月財産区管理委員に選任するため。

議案第68号

工事請負契約の締結について

平成30年5月21日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条第2項の規定に基づき条件付一般競争入札に付した荒川中学校校舎等改築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 荒川中学校校舎等改築工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金1,501,200,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県和歌山市六番丁26番地
株式会社小池組
代表取締役 小池 康之 |

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

平成30年度一般会計当初予算で議決を得ました荒川中学校校舎等改築工事について、5月21日紀の川市本庁舎5階501会議室において6社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。

議案第69号

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年
紀の川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

部活動指導員の報酬を定めるため。

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
年 月 日
条例第 号

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
別表（第1条関係）					
(単位：円)					
区分	報酬の額	区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略	教育相談員	略
教育相談員	略	教育相談員	略	部活動指導員	時給 <u>1,600</u>
社会教育委員	略	社会教育委員	略	略	略
略	略	略	略		

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例（平成17年紀の川市条例第140号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

国民健康保険直営診療施設の運営方法の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例（平成17年紀の川市条例第140号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(新設)	改 正 前	改 正 後
(新設)		
		(診療科目)
		<u>第5条 診療所の診療科目は、規則で定める。</u>
		(休診日)
		<u>第6条 診療所における休診日は、日曜日、木曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び市長が必要と認めた日とする。</u>
		<u>2 前項の規定にかかるわらず、急を要する患者その他市長がやむを得ない事情があると認めたときは、休診日を変更することはできる。</u>
(新設)		(診療時間)
		<u>第7条 診療所の診療時間は、午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までとする。</u>
		<u>2 前項の規定にかかるわらず、急を要する患者その他市長がやむを得ない事情があると認めたときは、診療時間を変更することができる。</u>
		(使用料及び手数料)

改 正 前	改 正 後
<p><u>第5条 前条 の診療を受けた者</u>から は、<u>紀の川市国民健康保険直営診療所の使用料及び手数料に</u> <u>関する条例（平成17年紀の川市条例第141号）</u>に定めるとこ ろにより使用料及び手数料を徴収する。 (新設)</p>	<p><u>第8条 第4条の診療を受けた者</u>（以下「利用者」という。）から は、<u>紀の川市国民健康保険直営診療所の使用料及び手数料に</u> <u>関する条例（平成17年紀の川市条例第141号）</u>に定めるとこ ろにより使用料及び手数料を徴収する。 (指定管理者による管理)</p> <p><u>第9条 診療所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）</u> <u>第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて</u> <u>市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる</u> <u>ことができる。</u> (指定管理者の指定の手続等)</p> <p><u>第10条 診療所の指定管理者の指定の手続等については、紀の川</u> <u>市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18</u> <u>年紀の川市条例第35号）</u>の定めるところによる。 (指定管理者の選定)</p> <p><u>第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするとときは、前条に</u> <u>定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当するもののうちか</u> <u>ら選定するものとする。</u></p> <p>(1) 地域医療に熟知した医師を確保することができるもの (2) 地域の保健、医療及び福祉の連携を推進し、包括的なサービ スを提供することができるもの (3) その他、市長が必要と認める選定要件を満たすもの (指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>

改 正 前	改 正
	<p>(1) 第3条各号に規定する事項を達成するための業務</p> <p>(2) 第4条各号に掲げる診療に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、診療所の運営に関する権限に属する事務を除く業務</p> <p>2 前項の業務を行うに当たり、指定管理者は、次に定める基準により診療所の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 国民健康保険法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。</p> <p>(2) 診療所の設備及び物品の適正な維持管理を行うこと。 (利用料金の收受等)</p> <p>第13条 市長は、第9条の規定により診療所の管理を指定管理者に行わせる場合には、診療所の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならぬ。</p> <p>3 利用料金の額は、第8条に規定する使用料及び手数料の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者は、特別な理由があると認めるとときは、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定の期間) (新設)</p>

改 正	前	改 正	後
		第14条 指定管理者が指定を受けて診療所の管理を行う期間は、 指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過 する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。 (委任)	第14条 指定管理者が指定を受けて診療所の管理を行う期間は、 指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過 する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

附 則(平成 年 月 日条例第 号)
この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

紀の川市介護保険条例の一部改正について

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）が公布され、平成30年8月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
年 月 日
条例第 号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(保険料率)	改 正 前	改 正 後
(保険料率)		(保険料率)
第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。		第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) ~ (5) 略		(1) ~ (5) 略
(6) 次のいずれかに該当する者 93,600円		(6) 次のいずれかに該当する者 93,600円
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項 第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの		ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項 第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
		イ 略

	改	正	前		改	正	後
(7) ~ (11)	略			(7) ~ (11)	略		
2・3	略			2・3	略		

附 則(平成 年 月 日条例第 号)
この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第72号

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)